

【セカンドオピニオン業務について】

セカンドオピニオンとは医療業界の用語なのは皆様もご存知かと思います。命に拘わる重要な選択をする場合、患者が安全弁として求めたのは“**セカンドオピニオン**”の存在でした。セカンドオピニオンの言葉は今では誰もが一度は耳にするほど一般的となりましたが、最初は担当医者にとって自分の治療判断に第三者が口を出す事になるので嫌がりました。今でも医者によっては不快な顔をする方がいる事は否定できません。しかし、人間が行なう事で判断ミスが皆無とは言えませんし、**先入観や類似的な症状で勘違いする可能性も確率的には低くありません**。日本では未だ利用が少ない様ですが、**米国などでは臨床経験の少なさを補填する方法としてインターネットによる臨床事例集を活用する医者も多い**とされています。

翻って、当社の業務である建築・不動産関係業界でも現場経験が少ない建築士や新しい建築法規や不動産法規の知識更新に追いつかないケースも増えています。依頼者が勘違いするのは、医療においては一人の担当医師の判断ですが、建築・不動産の場合は複数の専門家によって作業するので相互にチェックしていると思っっていることです。実は怖い事ですが、**専門家と称する人の言葉に対しては思考能力の停止現象が人に起きる事が脳の研究において指摘されています**。当社の現場でも大学で講師として教鞭を執っていた建築士など複数の建築士と大手ゼネコンの現場スタッフとが現場会議を何度も行なっていたにも拘わらず思い込みで素人レベルのミスを行っていた事がありました。**専門家が引き起こす間違いや勘違い、更には知識更新の怠慢によるプロジェクトに係る損害も枚挙に暇がありません**。

そこで当社では**経験豊富な建築士、設備設計士や構造設計士には建築計画のセカンドオピニオン、マンション管理業務主任者には管理組合業務のセカンドオピニオン、建物管理に係る資格者には建物管理業務のセカンドオピニオン、不動産開発の経験者には開発関連業務のセカンドオピニオン**として各業務をサポートする体制を構築しました。今からでも遅くはありません。**全てのプロジェクトにセカンドオピニオン**を選んでください。

ご相談窓口 メール：info@totakukikaku.jp／

F A X：03-3503-1440